

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画書

次の世代を担う子どもたちが健やかで生まれ育つ環境を作るため、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という）では、国、地方公共団体、事業主等がそれぞれの立場で次世代育成支援を進めていくこととされています。

当JAは、次世代法に基づき以下の行動計画書を作成しました。職員の仕事と子育ての両立を図るため雇用環境の整備や、子育てをしていない職員を含めて多様な労働条件の整備などに取り組むにあたり下記の事項に取り組みます。

1. 計画期間 平成29年4月1日から平成32年3月末までの3年間

2. 計画内容

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活の両立を支援するための雇用環境整備

【目標1】 労働者の育児・介護休業法に基づく育児休業や労働基準法などの諸制度の周知を行う。

【内容及び実施時期】 平成29年4月～

諸規定の整備を行ない、職員にネットワーク又は媒体の配布を行い、職員の相談窓口を総務課に設け相談し易い環境整備を行う。

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

【目標2】 週1回のノー残業デーの再度取り組みを行う。

【内容及び実施時期】 平成29年4月～

平成22年度より毎週水曜日をノー残業デーとして取り組みを始めています。毎月ノー残業デーを部署毎に意識を高め、仕事のメリハリと活力を養う。各部署の所属長を中心に職員ひとりひとりの残業の圧縮と再確認を行い、働き方の見直しと働きやすい職場作りに取り組む。

平成29年3月31日

碓氷安中農業協同組合
代表理事組合長 須藤 幸男